平成27年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成27年8月28日(金) 全 国 町 村 会

全国町村会意見	提案の を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の
省庁からの一次回答	工場立地法の条例制定権限の移譲について は、、平成22年に閣議決定された「地域計権策略 があための改革の推進を図るための関係法律の をあための改革の推進を図るための関係法律の で、一はで権限を移譲する改正を行ってきたと にあいては、新潟県聖籠町から条例制定権 のれていれば、町村であっても条例を制定する にとができることから、現行法やによりな可 のれていれば、町村であっても条例を制定する にとができることから、現行法やにより対応可 可村に条例制定権限を移譲すべきとの提案があったが、 今回は全国町村会からの要望であり、全ての 町村における行政規模、行政コスト、行政 効率の観点も踏まえた上での提案であると地え られることとから、提案の実現に向けて必要な対 がを検討することとしたい。
	経産済業
根拠法令等	江 4 9 条 第 条 場 条 条 、 6 等 立 の 、 第 条 出 2 第 8 、 法 、 7 条 第 第 第 、 、 10
具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	工場立施、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
型 型 本 本	名 国 文 《
求める措置の 具体的内容	工条積域定府の場の率準権県移立2等則限か譲 払2等則限か譲地のにの等ら抵免にの等ら出めにの等ら出るの事がは終条をの可法終条をの可第地る例都村
事 事 項	工地42地率係域の制限町の場法条の面等る準条定等村移歩策の緑積に地則例権のへ譲
分野	海 業 振

全国町村会意見	器 な が が が が が が が が が が が が が
省庁からの一次回答	工場立地法の条例制定権限の移譲について 大響」に基づく「地域の自主性及び自立性機略を めるためのとする法律」(第2次一位域主権機略 となっための場系法律の と、本方、平成26年の地方分権の関係法律の は、平成26年の地方分権の目子を分配を の本のである。 無年においては、新潟県聖鶴町から条例制定権 のたったいでは、新潟県聖鶴町から条例制定権 のたったいでは、町村でおり、現在金属でを の上がでもるに、町村であり、現行、中に いたといるある。 会回は貴県とは別に全国町村会からも の目は貴県とは別に全国町村会からも のは、大は変数率の観点を確定は、 のあると考えられることがのは関係が「一 のあると考えられることがは、 は来の表別なを のもの下がでを から から の一方ところである。 会回は貴県とは別に全国町村会からも の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
根拠法令等	元 4 9 場 条 条 力 C ~ 出 C 2 年 (元) 1 年 (元) 1 年 (本) 2 年 (本) 3 年 (本) 4 年 (本) 5 年 (本) 5 年 (本) 6 年 (本) 7 年 (本
具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	「制度改正の必要件】 企業立地促進法の基本計画~位置付款が ない区域において線地率面積等の総名を 行う場合には、基本計画~の区域の後割を を関係を得い、かつ経済産業大田の協 を関係者のための条例が制定できない。 にうしたことから、企業ニーズに対応し たいをが、可対の条例が制定できない。 おものである。 にかたとがる、カールではは、 たいなっている。 をものである。 にかたなが、 にかたなが、 にかたながあるで、 にかたながあるを があるである。 一次に対けば、 をはる必要がある区域については、工場 は付制度では、 は付制度では、 は付制度では、 はがめたのでかるが、 にたきめががある区域については、 はがめた可能であるが、 町村の場合、 関行制度では、 はがめたっている。 はがめたっている。 はがめたっている。 はがめたっている。 はがめたっている。 はがめたっている。 はがめたっている。 はがあるには、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はがあるが、 はなかるがあるが、 はなかるがあるが、 はながながながながながでなっていては、 はがあらに可能であるが、 はなったが が、 はながながながながながたなが、 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないまれた。 はないながながながながながながながながながながながながながながながながながながな
提為	被 大 県
求める措置の 具体的内容	工地地制出道へ場面域定等府移立積準権の県譲出間はははいきいままままままままままままままままままままままままままままままままま
提事項	工地お緑積に地則例権届のの〈譲場法け地率係域の制及出事町の場法け地率係域の制及出事町の立にる面等る準条定び等務村移
分野	海 興 業 振

全国町村会意見	提尊(い用能がう外をだ条重第てしであなに明さなとしたもろ場な確と古さこ、なある場な確と体れ次本いるが合る化いのた回基と旨、にのしい高い答準とのど適かて(ほ。にをも記の用基い
省庁からの一次回答	福井計画法施行令第28条の3は、屬帝、抗動・大力のある場合を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
	国交
根拠法令等	都の1回85市現の法項場ろす 市条号法条計別、第第立準条計第、施の画第工41地則計第、施の画第工41地則画1都行の法況場条号に第箇1都行の法別場条号に第法項市令、施条立第、関ロ第
具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	【制度 発生の という
型 型 本	※ E
求める措置の 具体的内容	都条に帯帯つ地開て第規表に4環基計る除市第規そのいを発、4定す関条境準が場外計1定の設て目行工条にるすに施をな合す面項す他計、的為場第基工名規設満さはる法第るの基工とで立1づ場準定のたれ適。第19線緩準場すあ地項き立則す配すて用際号地衝に用るっ法の公地第る置設いを
提 事 項	開可ろ基綴(帯他衝配発に技準和縁その帯置許保術の一地の緩の)
分野	七用地〈 地)除(村農

全国町村会意見	提尊)いす保利の各個す番こ案直第て名護用記地別る号と記され、こ関可載方にの法。団され、こ関可載方にの法。体允次条と係能が公条でに(のた回例で情でお共例は規高い答で、報ある団でな定見。に規生等るが体現くする お定活を旨、が定、る	
省庁からの一次回答	マイナンバー族においては、より公平の公とを実力を発生を実現するため必要な範囲内では、より公とメラーとととといるとのでのでいます。 このでは、まないの、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	科学者において、当該事務を配えるが同じった問題を達得において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えます。
	石 3% 女 基 E 総 26 E 20 E 20 E 3% E 3%<	光働省
根拠法令等	・お個ろの寸条・お個ろの寸第令務定弘・全・全の行け人た利ろ 行け人た利ろごで及め条学法学法条政ろをめ用法 政名をめ用法の定び名 校第校施手特職の等律 手特職の等律主め情命 保弘保行統定別番に第 続定別番に別務る報令 健条健令にの寸号関い にの寸号関表常事を第 安 安第	
具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	・番号法での規定 ・番号法での規定 ・番号法第19条第7号に できる範囲を担信している。 基別の と質審38で定める学校保健 と可 を の 事務に の と の を の を の を の の の の の の の の の の の の	
型 素 本	型 田 田 場 一 三	
求める措置の 具体的内容	けをのにお携に2て 番て理報定住にる 事に生報情要こ人きお行る識番関いがつでい別885寸連個民限。し務当活や報と礼情る願政特別号すて必い整名表にるる携人票ら かをた保地のなら報よい手定すのる、要て理。第記事たで情関礼 し処っ護方連るのもうす続のる利法情な別が 2載務めき報係て 、理て関稅携た特利緩るに個た用律報事表さ のさをにるは情い 当すは係関がめ定用和。お人め等に連務第れ 項れ処情特、報 該る、情係必、個でを	
提事項	マン制お照目大イバ度け会の イバ度け会のナーにる項拡	
分野	ん ら 名	